

厚生年金基金制度から中小企業退職金共済制度への 移行について

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の概要

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

1. 法律の内容

1. 厚生年金基金制度の見直し(厚生年金保険法等の一部改正)

- (1) 施行日以後は厚生年金基金の**新設は認めない**。
- (2) 施行日から**5年間の時限措置として特例解散制度を見直し**、分割納付における事業所間の**連帯債務を外す**など、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から**5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金**については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、**解散命令を発動できる**。
- (4) **上乘せ給付の受給権保全を支援**するため、厚生年金基金から**他の企業年金等への積立金の移行について特例**を設ける。

2. 第3号被保険者の記録不整合問題(※)への対応(国民年金法の一部改正)

保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正
 - (2) 不整合期間を「カラ期間」(年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント)扱いとして、無年金となることを防止
 - (3) 過去10年間の不整合期間の特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供(3年間の時限措置)
(※) サラリーマン(第2号被保険者)の被扶養配偶者である第3号被保険者(専業主婦等)が、第2号被保険者の離職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなっていて不整合が生じている問題。
- ### 3. その他(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正)
- 障害・遺族年金の支給要件の特例措置及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度の期限を10年間延長する。

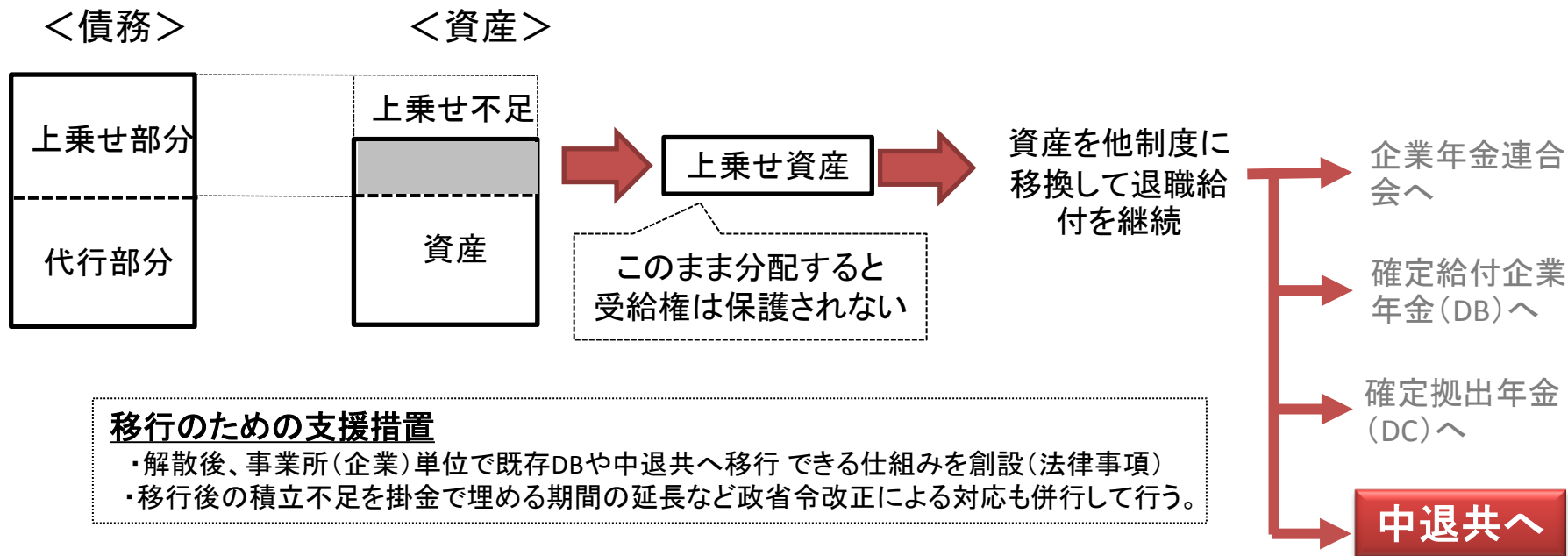
2. 施行期日

- 1は、**公布日(平成25年6月26日)から1年を超えない範囲で政令で定める日(平成26年4月1日を予定)**
- 2は、平成25年7月1日((3)は平成27年4月1日、(1)は平成30年4月1日)
- 3は、**公布日(平成25年6月26日)**

上乘せ部分の受給権を保全するための措置

厚生年金基金が解散した場合の基本ルール

- ① 代行給付 = 必ず保全される（厚生年金本体が支給）
- ② 上乘せ給付（3階部分） = 残余財産の範囲内で分配（又は企業年金連合会等に移換）



移行のための支援措置

- ・解散後、事業所(企業)単位で既存DBや中退共へ移行できる仕組みを創設(法律事項)
- ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長など政省令改正による対応も併行して行う。

※ 代行割れの基金から中退共へ資産移換を行うことはできない。

改正法案審議の際の附帯決議の内容

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

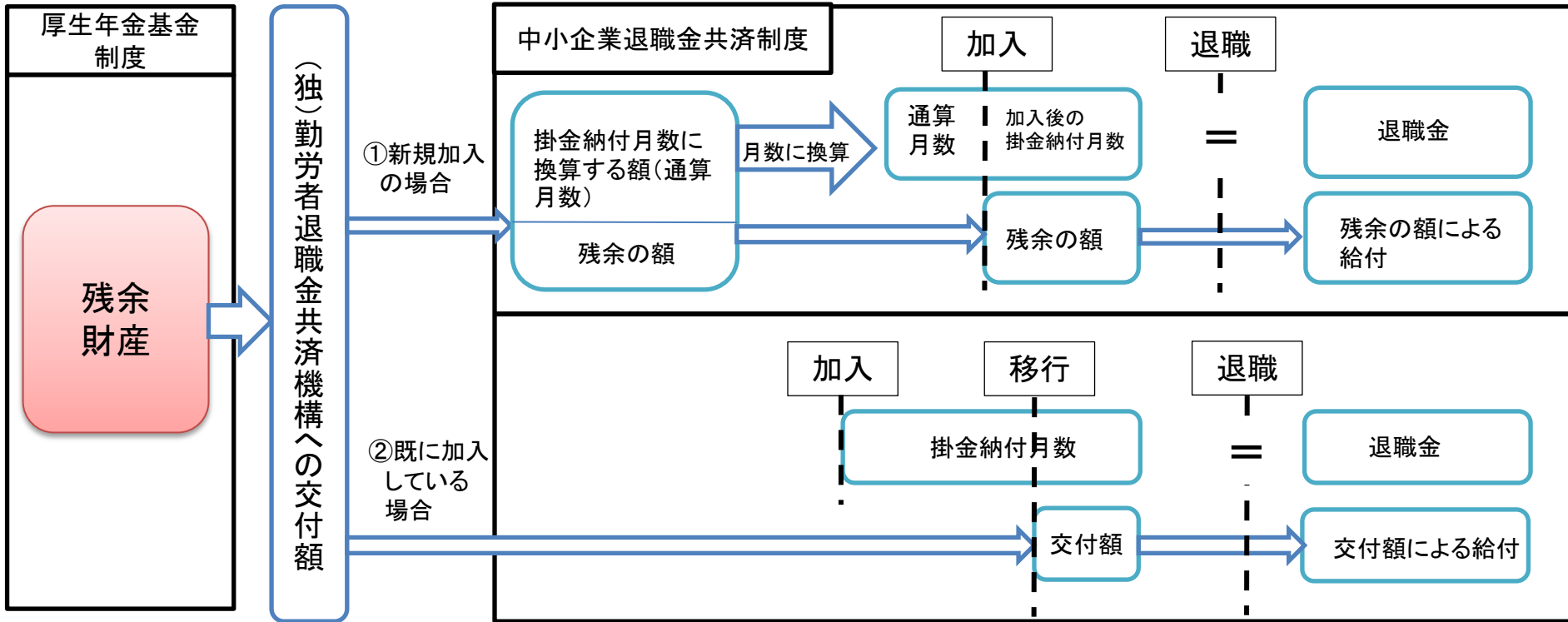
平成25年6月18日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、経済・社会情勢を踏まえ、解散や他の企業年金等への移行を検討している厚生年金基金の要請に応じるため、本法の速やかな施行に努めるとともに、関係政省令の整備、説明・相談などの適切な対応等により、解散や移行が円滑に行われるよう体制の整備を図ること。
- 二、総合型の厚生年金基金の解散に当たっては、加入員、受給者等に移行先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われるよう、基金及び母体企業への支援を行うこと。また、基金から他の企業年金等への移行については、基金の母体企業の多くが中小企業であることに鑑み、現行の企業年金制度の手続面での改善等を含め、移行のための支援策を拡充すること。
- 三、厚生年金基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと。
- 四、代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと。

中小企業退職金共済への移行①

□上乗せ部分を有している厚生年金基金が解散した場合、分配される残余財産を中小企業退職金共済に移換可能。



①新規加入の場合

- ・「掛金納付月数に換算する額」は、加入時の掛金月額に応じて月数に換算し(基金加入期間の月数が限度)、掛金納付月数に通算。
- ・換算した後の「残余の額」は、一定の利率を付して、退職金額に加える(付加退職金相当分も考慮)。

②既に加している場合

- ・(独)勤労者退職金共済機構の交付額全額について、政令で定める利率(年1%を予定)を付して、退職金額に加える(付加退職金相当額も考慮)。

中小企業退職金共済への移行②

《法律》

- 施行日以後に解散した存続厚生年金基金は、その設立事業所の事業主が解散基金加入員を被共済者として退職金共済契約を締結した場合には、当該退職金共済契約の被共済者となった解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に申し出ることができる。（附則第36条）
- 機構が申出に従い残余財産のうち被共済者持分額の範囲内の額の交付を受けた場合において、当該交付された額のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする（附則第36条）
- 交付額から政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額を定める。（附則第36条）

《政令案》

- 機構に交付された額のうち掛金納付月額に通算する額は、中小企業退職金共済制度における基本退職金に相当する額と付加退職金に相当する額を合算して得た額のうち、法附則第36条第2項の交付額の範囲内の額とする。
- 交付を受けた金額に応じて通算する月数を定める。
- 「残余の額」及び「交付額」に加算する利率を定める（年1%の利率とすることを想定）。

《省令案》

- 機構へ行う交付の申出の内容及びその手続きを定める。
- 通算した期間について、退職金共済契約の被共済者に係る掛金月額により掛金が納付されたものとみなし、当該期間に係る掛金納付月数と退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することとする。
- 機構へ資産移換を行う事業主は、掛金負担軽減措置の対象外とするための措置を講じる。

《告示案》

- 「残余の額」及び「交付額」に加算する利率のうち、付加退職金に相当する額を定める。